

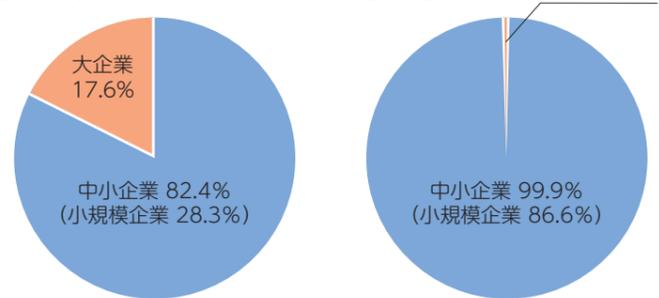
# 伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定しました

図 商工労働課 ☎(27)2754

## 条例制定の背景と目的

市内事業者の約99%を占める中小企業・小規模企業は、地域経済の発展や安定した雇用の担い手であり、地域の魅力や活力あるまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を果たしています。

〈参考〉群馬県の企業数と従業者数の構成



出典：「中小企業白書2024」付属統計資料／経済産業省中小企業庁

近年の物価高騰をはじめ、少子高齢化による人手不足、生産性向上のための設備投資、後継者問題、DXやGXへの取り組みの必要性など、社会・経済情勢の目まぐるしい変化の中で、中小企業・小規模企業の経営におけるさまざまな課題が明らかになっていきます。このため、地域が一体となり、地域経済の主役である中小企業・小規模企業の振興のため

の基本理念などを定めた条例を制定し、本年4月1日に施行されました。この条例では地域経済の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的に、市の責務、経済団体や大企業、金融機関、教育機関などのさまざまな団体や機関が果たすべき役割、市民の皆さんの理解と協力、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進していくための基本的施策を定めています。

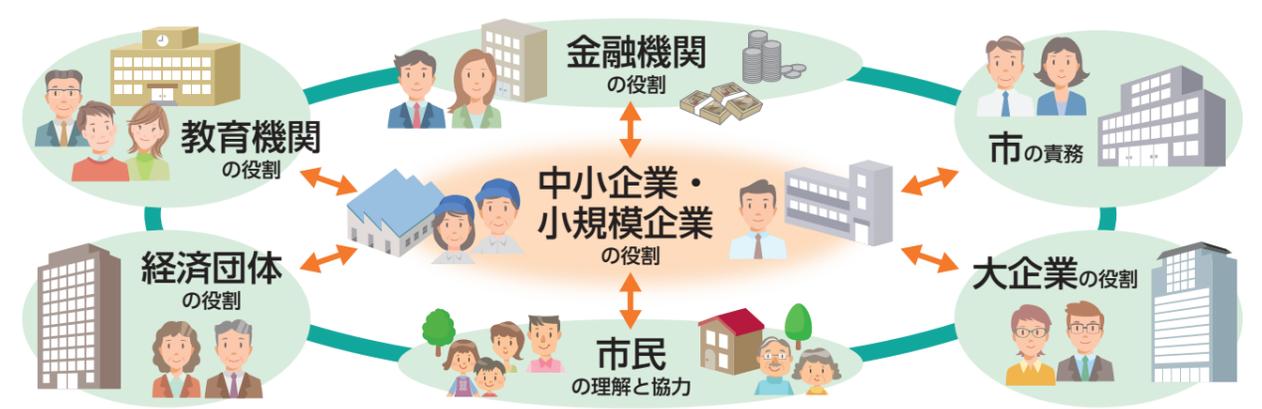


### 条例の基本理念

条例の基本理念を明記した部分の抜粋を紹介します。

**第3条** 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 1 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力により、経営の革新及び技術力の向上を促進すること
- 2 中小企業・小規模企業が地域経済の振興、雇用の創出等に寄与し、地域社会の活性化に貢献すること
- 3 中小企業・小規模企業が伝統的に継承された産品、製法、自然、歴史、文化その他の多様な地域資源を有効活用すること
- 4 市、中小企業・小規模企業、経済団体、大企業、金融機関、教育機関及び市民のそれぞれが主体となり、互いに連携し、及び協力して中小企業・小規模企業を支えること



## 小規模事業者サポート補助金

図 商工労働課 ☎(27)2754

市内で事業を営む人の業務改善や生産性の向上による経営強化を支援し、地域経済の活性化を図るため、小規模事業者の取り組みに対して必要な経費の一部を補助します。補助金の交付には令和8年1月31日(土)までに事業を完了することなどの条件があります。

※申請方法などの詳細は、市HPを確認してください

**対象経費** 事業所改装経費、設備導入経費、販路拡大経費、業務効率化経費、事業承継経費、事業継続経費 ※交付決定前に着手した経費は対象外です。経費の最低金額、工事などを市内業者へ発注することなどの条件があります

**補助金額** 対象経費の2分の1以内 ※上限額は50万円で、千円未満は切り捨てです

**申請** 申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接商工労働課へ ※補助金の交付は審査による採択制です。審査により不交付となる場合があります

※申請書は商工労働課にあります。市HPからダウンロードもできます



▲市HP

**申請期間** 6月16日(月)から7月11日(金)まで

### 対象とならない事業の例

- 日本標準産業分類に定める農業・林業・漁業に該当する事業
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条5項に該当する事業
- フランチャイズ契約などに基づく事業
- 子会社などが行う事業

### 事業計画書の策定支援を受けてください

申請には伊勢崎商工会議所または群馬伊勢崎商工会による事業計画書の策定支援を受けている必要があります。

計画書を作成し、伊勢崎商工会議所 ☎(24)2211 または群馬伊勢崎商工会 ☎(62)2580 に事前に必ず連絡の上、支援を受けてください。

**受付期間** 5月7日(水)から7月4日(金)まで

## 住宅リフォーム工事の費用を助成

図 住宅リフォーム窓口 ☎(23)7381・商工労働課 ☎(27)2754

市内の施工業者に依頼して行う住宅リフォーム工事の費用の一部を助成します。申請の条件などの詳細は市HPを確認してください。

※交付決定後に着工し、令和8年1月31日(土)までに完了・決済する工事が対象です

**助成金額** 対象経費の30%で、上限額10万円

※千円未満は切り捨てです

**【助成金申請の受け付け】** 申請には工事の内容が分かる書類などが必要です。

**時** 5月19日(月)から6月13日(金)までの午前9時～正午、午後1時～4時

※助成についてのリーフレット・申請書は、住宅リフォーム窓口(市役所北館2階)にあります。市HPからダウンロードもできます

**【事前相談】** 申請手続きに関する相談や書類の確認などに個別に応じます。

**時** 5月16日(金)までの午前9時～正午、午後1時～4時

**【場】** 住宅リフォーム窓口 ※土・日曜日は除きます



▲市HP

## 工事の例

- 対象となる主な工事**
- 屋根・外壁・雨どいの改修・塗装
  - 内装の張り替え、バリアフリー改修、天井・床・壁の断熱・防音工事
  - キッチン・浴室・トイレの改修、給湯器の交換
  - 建具・窓の取り替え、ふすま・障子の張り替え、畳の取り替え
  - 住居の一部増改築 ※建築確認が必要な場合があります
  - リフォームに伴う配管の設置、改修
- 対象とならない主な工事**
- 住居部分以外の工事(店舗・事務所・賃貸住宅・物置・車庫・カーポート・ウッドデッキなど)
  - 合併浄化槽の設置、移転補償費の対象となる工事、火災などの被災で保険金給付を受けている工事など
  - 家電製品などの購入、外構工事(門・塀・テラスなど)、造園工事、防蟻・防虫の薬剤散布、インターネット工事、ハウスクリーニング、工事に係る書類・図面などの作成、単独の住宅の解体工事など